令和８年１１月２０日
北九州市 都市ブランド創造局

報道機関各位

国登録有形文化財（建造物）の答申について

国の文化審議会（会長　日比野（ひびの）　克彦（かつひこ））が、令和８年１１月２０日（金）に開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに１２１件の建造物を登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申する予定です。

本市からは、若松区所在の「栃木ビル（旧栃木商事株式会社事務所）」１件が登録される予定で、これにより市内の国登録有形文化財（建造物）は３５件（１件増）となります。

【新規に国登録有形文化財（建造物）となる予定の有形文化財（１件）】

栃木（とちき）ビル（旧栃木商事株式会社事務所（きゅうとちぎしょうじかぶしきがいしゃじむしょ））　　１棟

（参考）登録有形文化財制度
平成8年に導入。保存と活用が必要な文化財を文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する制度。近代以降の文化財を中心に、修理や変更に際する手続きは届出制を基本とするなど、指定文化財と比べ規制が緩やかで、所有者による自主的な保護を促進するもの。令和8年11月1日時点で、全国で合計15，000件程度の登録がある。

都市ブランド創造局文化企画課
担当：原田（担当課長）、塚本（係長）
TEL　：093-582-2391

【登録有形文化財（建造物）】

（１）名称・員数　栃木ビル（旧栃木商事株式会社事務所）　１棟

（２）所　在　地　福岡県北九州市若松区本町一丁目 64－1 他

（３）構造・形式　鉄筋コンクリート造三階建地下１階、建築面積 116 ㎡

（４）年　　代　大正９年（1920）建設/昭和２１年（1946）増築・改修

（５）登 録 基 準　国土の歴史的景観に寄与しているもの

（６）特徴・評価　洞海湾に面し若戸大橋の近傍に建つ事務所建築。台形平面で各階に事務室を配す。外観は一階が石張で、玄関上部にペディメントを付し、上部はタイル張で柱形を三層通す。海運で栄えた往事の景観を伝える。

（７）位置図



（８）文化財写真



東面外観



東側玄関廻り



西面外観



２階応接室

（参考）

枋木ビルは平成 25 年度に北九州市の景観重要建造物に指定、同 29 年度に認定された日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡」の構成文化財に登録されています。

参 考

●北九州市の指定･登録･選択文化財件数一覧　（今回登録後）

種別		国指定文化財（件）	県指定文化財（件）	市指定文化財（件）	合計（件）
有形文化財	建造物	6	4	8	18
	絵画	0	5	2	7
	彫刻	0	4	6	10
	工芸品	0	8	7	15
	書跡･典籍･古文書	0	2	10	12
	歴史資料	2	0	0	2
	考古資料	1	2	15	18
有形民俗文化財		0	10	7	17
無形民俗文化財		3	6	13	22
史跡		0	7	13	20
天然記念物		3	7	0	10
合計		15	55	81	151

種別	国登録文化財（件）			合計（件）
建造物	35			35
記念物	1			1
合計	36			36

種別	国選択文化財（件）			合計（件）
無形民俗文化財	2			2

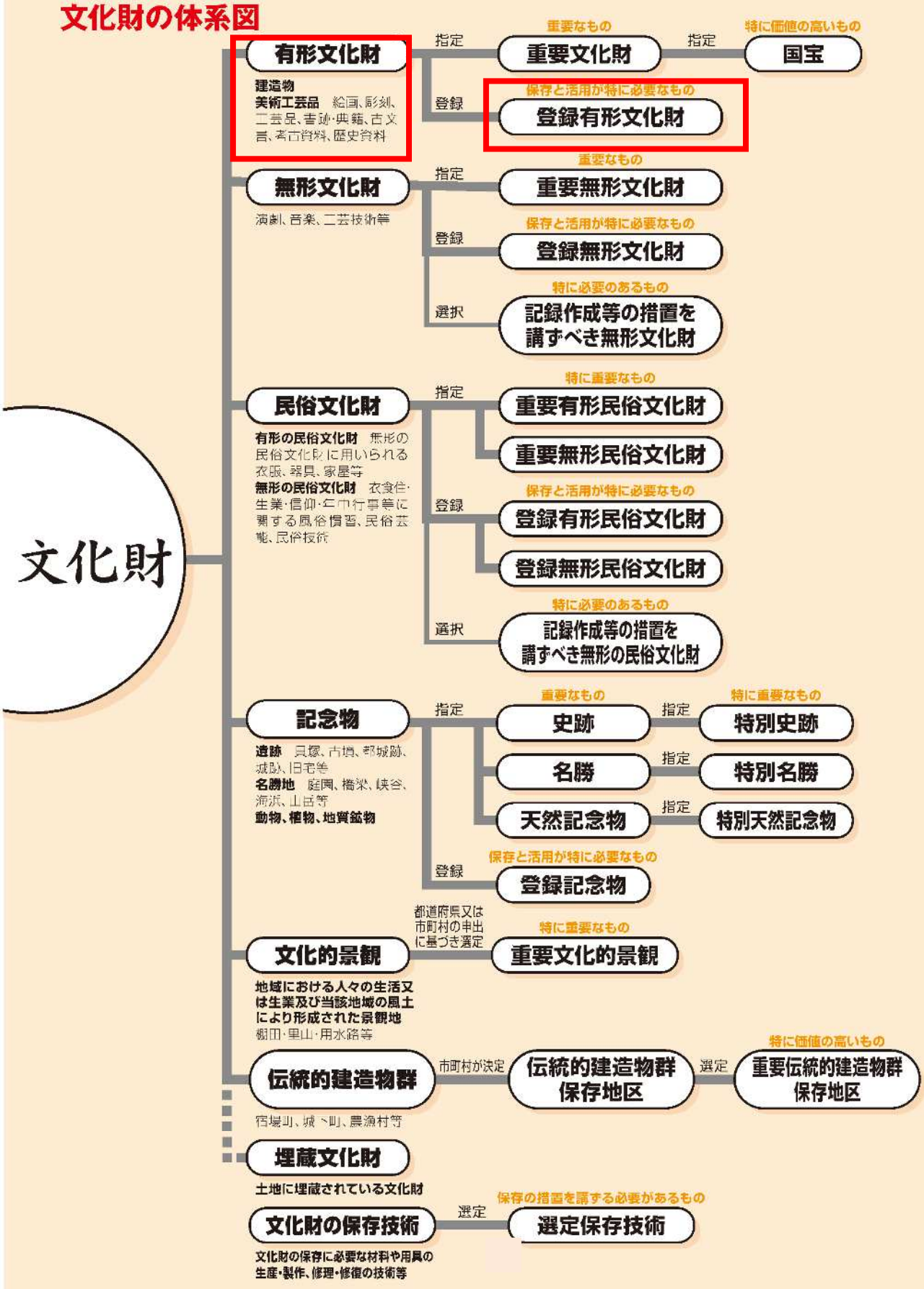
●北九州市の国登録文化財（建造物）一覧【今回答申分を含む・登録順】

1　北九州市旧大阪商船　（平成 11 年登録）
2　門司区役所(旧門司市役所)　（平成 11 年登録）
3　料亭金鍋本館　（平成 16 年登録）
4　料亭金鍋表門　（平成 16 年登録）
5　旧サッポロビール九州工場事務所棟　（平成 19 年登録）
6　旧サッポロビール九州工場醸造棟　（平成 19 年登録）
7　旧サッポロビール九州工場組合棟　（平成 19 年登録）
8　旧サッポロビール九州工場倉庫　（平成 19 年登録）
9　旧古河鉱業若松ビル　（平成 20 年登録）
10　旧小倉警察署庁舎(旧岡田医院)　（平成 24 年登録）

11　上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)本館　　(平成 25 年登録)
12　上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)倉庫棟　(平成 25 年登録)
13　上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)旧分析棟　(平成 25 年登録)
14　上野ビル(旧三菱合資会社若松支店)門柱及び塀　　(平成 25 年登録)
15　門司ゴルフ倶楽部クラブハウス南棟　　(平成 26 年登録)
16　門司ゴルフ倶楽部クラブハウス北棟　　(平成 26 年登録)
17　門司ゴルフ倶楽部クラブハウススタートハウス　(平成 26 年登録)
18　九州鉄道記念館(旧九州鉄道本社)　　(平成 26 年登録)
19　門司港涼山亭(旧丸山山荘)主屋棟　　(平成 30 年登録)
20　門司港涼山亭(旧丸山山荘)客間棟　　(平成 30 年登録)
21　門司港涼山亭(旧丸山山荘)離れノ間棟　　(平成 30 年登録)
22　折尾愛真学園記念館(旧折尾警察署庁舎)　　(平成 30 年登録)
23　世界平和パゴダ　　(令和 3 年登録)
24　百年庭園の宿　翠水(旧旅館田川　離れ)菅生　(令和 4 年登録)
25　百年庭園の宿　翠水(旧旅館田川　離れ)企救　(令和 4 年登録)
26　百年庭園の宿　翠水(旧旅館田川　離れ)玄海　(令和 4 年登録)
27　百年庭園の宿　翠水(旧旅館田川　離れ)渡り廊下　　(令和 4 年登録)
28　八名家住宅(旧庄野家住宅)主屋　　(令和 6 年 3 月登録)
29　八名家住宅(旧庄野家住宅)離れ　　(令和 6 年 3 月登録)
30　河野家住宅(旧池上家住宅)主屋　　(令和 6 年 3 月登録)
31　田所商店倉庫　　(令和 6 年 12 月登録)
32　大正寺積翠庵茶室　　(令和8年 2 月登録)
33　大正寺積翠庵腰掛待合　　(令和8年2月登録)
34　石炭会館　　(令和　8年 7 月答申)
35　杤木ビル(旧杤木商事株式会社事務所)　　(令和8年 11 月答申)

参　考

文化財の体系図


文化財
有形文化財
建造物
美術工芸品　絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
指定
重要なもの
重要文化財
指定
特に価値の高いもの
国宝
登録
保存と活用が特に必要なもの
登録有形文化財
無形文化財
演劇、音楽、工芸技術等
指定
重要なもの
重要無形文化財
登録
保存と活用が特に必要なもの
登録無形文化財
選択
特に必要のあるもの
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
民俗文化財
有形の民俗文化財　無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
無形の民俗文化財　衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
指定
特に重要なもの
重要有形民俗文化財
重要無形民俗文化財
登録
保存と活用が特に必要なもの
登録有形民俗文化財
登録無形民俗文化財
選択
特に必要のあるもの
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
記念物
遺跡　貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
名勝地　庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等
動物、植物、地質鉱物
指定
重要なもの
史跡
指定
特に重要なもの
特別史跡
名勝
指定
特別名勝
天然記念物
指定
特別天然記念物
登録
保存と活用が特に必要なもの
登録記念物
文化的景観
地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
棚田・里山・用水路等
都道府県又は市町村の申出に基づき選定
特に重要なもの
重要文化的景観
伝統的建造物群
宿場町、城下町、農漁村等
市町村が決定
伝統的建造物群保存地区
選定
特に価値の高いもの
重要伝統的建造物群保存地区
埋蔵文化財
土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術
文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等
選定
保存の措置を講ずる必要があるもの
選定保存技術

国登録有形文化財（建造物）の答申を受けての
市長コメント

今回、若松区の「枡木ビル」が国の登録有形文化財に登録される見通しとなったことを、大変嬉しく、誇らしく思います。

大正９年に建てられた枡木ビルは、石炭の積出港として日本の近代化を支えた若松の繁栄を、今に伝える歴史的建築物です。

建物は、街の記憶を宿しています。今回の答申は、日本の発展を支えた若松の歴史と誇りが、改めて評価されたものと受け止めています。

若松区では今年度 ２ 件目の登録答申となり、市内の国登録有形文化財は計 35 件となる見込みです。

先人たちが築いた歴史を大切に守り、その価値を次の世代へとつないでまいります。